

三豊市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成21年7月2日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 金丸 勉

平成21年度

定例監査結果報告書(第1回)

三豊市監査委員

三 監 第 53 号

平成 21 年 6 月 29 日

三 豊 市 長 横 山 忠 始 様

三 豊 市 議 会 議 長 坂 口 晃 一 様

三豊市教育委員会委員長 西 村 忠 臣 様

三 豊 市 監 査 委 員 糸 川 昇

三 豊 市 監 査 委 員 金 丸 勉

平成 21 年度 定例 監査 結果 (第 1 回) について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、
その結果を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり提出します。

第1 監査の概要

1 監査の目的

定例監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が、法令等に則して適正かつ効率的に行われているかを主眼に実施している。

2 監査期間

平成21年5月8日(金)から平成21年6月29日(月)まで

3 監査対象部局

中学校、小学校、幼稚園 (教育委員会 学校教育課)
保育所 (健康福祉部 子育て支援課)

4 監査の着眼点

(1) 公金の取扱いについて

- ・ 公金の出納及び管理が適正に行われているか。
- ・ 財務会計処理は適正に行われているか。
- ・ 現金取扱員の任命はされているか。
- ・ 通帳・印鑑は適正に保管されているか。
- ・ 未収金の処理は適正に行われているか。
- ・ 領収書の取扱は適正に行われているか。
- ・ 出納簿は正確に記帳されているか。

(2) 修繕工事、委託業務、物品購入等の契約及び検収について

- ・ 歳出科目は適切か。
(需用費と備品購入費・需用費と工事請負費について)
- ・ 発注方法、発注時期は適切か。
- ・ 検収、検査は適正にされているか。
(市会計規則及び契約規則等が守られているか。)
- ・ 施工者は有資格者か。
- ・ 予定価格及び仕様書を作成しているか。

(3) 施設・備品等の管理について

- ・ 公印、備品、施設等の台帳整備はされているか。
- ・ 良好な状態で維持管理されているか。

(4) その他

- ・ 土地の賃貸借契約が適正に行われているか。

5 監査の対象及び執行年月日

| 監 査 の 対 象 | | 執行年月日 | |
|-----------|-----------|-----------------|------------------|
| 教育委員会 | 中 学 校 | 詫 間 中 学 校 | 平成 21 年 5 月 18 日 |
| | | 仁 尾 小 学 校 | |
| | | 和 光 中 学 校 | |
| | 小 学 校 | 上 高 野 小 学 校 | 平成 21 年 5 月 20 日 |
| | | 財 田 中 小 学 校 | |
| | | 財 田 上 小 学 校 | |
| | | 本 山 小 学 校 | |
| | | 笠 田 小 学 校 | 平成 21 年 5 月 27 日 |
| | | 桑 山 小 学 校 | |
| | | 比 地 大 小 学 校 | |
| | | 仁 尾 小 学 校 | 平成 21 年 5 月 29 日 |
| | | 曾 保 小 学 校 | |
| | | 松 崎 小 学 校 | |
| | 詫 間 小 学 校 | | |
| | 幼 稚 園 | 大 浜 小 学 校 | 平成 21 年 6 月 1 日 |
| | | 箱 浦 小 学 校 | |
| 松 崎 幼 稚 園 | | | |
| 詫 間 幼 稚 園 | | 平成 21 年 6 月 5 日 | |
| 大 浜 幼 稚 園 | | | |
| 箱 浦 幼 稚 園 | | 平成 21 年 6 月 8 日 | |
| 曾 保 幼 稚 園 | | | |
| 平 石 幼 稚 園 | | | |
| 子育て支援課 | 保 育 所 | 豊 中 幼 稚 園 | 平成 21 年 6 月 5 日 |
| | | 財 田 幼 稚 園 | |
| | | 仁 尾 保 育 所 | |
| | | 松 崎 保 育 所 | |
| | | 須 田 保 育 所 | 平成 21 年 6 月 8 日 |
| 詫 間 保 育 所 | | | |
| | | 財 田 保 育 所 | |

※ 上記以外の各中学校、小学校、幼稚園、保育所については指定した監査資料による書類監査を行った。

第2 監査の結果

各所管の事務事業の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり是正、改善等を要する事項が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討実施されるよう要望する。

また、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した比較的軽微な事項については、記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

【是正事項】

一部保育所修繕工事において、三豊市契約規則・三豊市建設工事執行規則及び三豊市会計規則に照らして不適正な事務処理が行われている。早急に是正措置を講じること。

【改善事項】

○公金の管理について

- ①平成19年度随時監査結果において指摘し、措置を講じる旨の通知を受理。
 - ②平成20年度随時監査結果においても三豊市会計規則及び三豊市出納員規則、並びに三豊市公金等に係る預金通帳の保管に関する指針等に基づき、適正な事務処理が行われるよう周知徹底を指摘し、同じく措置を講じる旨の通知を受理。
- ※本年度の監査において「現金で保管している」「出納簿等の記帳がされていない」「受領について領収書とは言いがたい不明確なものがある」等の事例が見受けられた。再度、「三豊市会計規則」及び「三豊市出納員規則」、並びに「三豊市公金等に係る預金通帳の保管に関する指針」に基づき、教育現場の統一的な公金管理方法を確立し、適正な事務処理が行われるよう周知徹底を図ること。

○公印の管理等について

- ①平成19年度随時監査結果において、「三豊市教育委員会公印規則」に基づく公印台帳の作成管理を指摘し、措置を講じる旨の通知を受理。
- ②平成20年度随時監査結果において、「三豊市教育委員会公印規則」に基づく公印台帳に未登載の印が幼稚園、保育所で公文書に使用されており、各施設においてその種類、数等所有状況が異なっている。今後、未登載の印が本当に必要か検討し、適正な管理を行うことを指摘し、措置を講じる旨の通知を受理。
- ③本年度公印台帳及び公印使用申請書について監査した結果、公印台帳は教育委員会より様式を示して作成し、教育総務課で一括管理していると報告を受けたが、各学校等では公印台帳の統一した整理保管(副本)がされていないのと保管者(所属長)の共通した見解がなく、公印に対する重要性の希薄さが見受けられる。

※再度、公印台帳に関する通知、「2007年10月10日総務課長通知「重要」公印利用申請書」について、及び「2008年11月27日三豊市公印規則の一部改正」を確認し、適正な公印台帳管理と公印使用申請書の運用について周知徹底を図ること。また、教育委員会公印規則第4条別表による公印保管者は所属長となっている。保管者の位置づけと今後の運用について示すこと。

○財産台帳について

- ①平成19年度随時監査結果において、「三豊市立学校の管理運営に関する規則第30条」及び「三豊市公有財産管理規則第8条」の規定により財産台帳等の整備を指摘し、措置を講じる旨の通知を受理。
- ②平成20年度随時監査結果において、「三豊市立学校の管理運営に関する規則」及び「三豊市公有財産管理規則」に基づき、一部合併以前からの登記簿と相違な土地があり、早期整備を意見として提出。
- ③本年度財産台帳について監査したところ、以前同様「公立学校施設台帳」や「学校要覧用見取図」しか整備されていない。各学校施設も含めて、それぞれの施設には、「土地の台帳・敷地の図面(地番、地目、面積)・建物の平面図・異動内容「修繕、増改築」が時系列に記録」されている財産台帳の整備が必要である。

【三豊市公有財産管理規則】(抜粋)

- (ア) 第3条2項(請求・管理)行政財産は、当該財産を所管する課長又は教育委員会が管理するものとする。
- (イ) 第6条(公有財産の管理)適正かつ効果的な維持管理に努めなければならないとし、
(1)公有財産の増減とその証拠書類の符号(2)公有財産と登記簿又は登録簿、財産台帳及び関係図面との符号(3)土地の境界(4)使用料又は貸付料の適否
- (ウ) 第8条(財産台帳) その管理に属する財産について、その種類及び区分に従い財産台帳を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。区分及び種目、所在、数量、価格、得喪変更の年月日及び事由、その他必要事項 2項として、会計管理者は、財産台帳の副本を備え、公有財産の現況を把握しておかなければならない。
- (エ) その他条項参照

○物品等の購入について

- ①平成19年度及び20年度監査において、必要予算にて早期購入を改善事項として指摘し、措置を講じる旨の通知を受理。

※本年度監査においても年度末での購入が多く見受けられた。必要なための予算計上であるならば早期に購入し、有効な活用を図ること。

【意見・要望】

○財務会計システム等

- ・ 学校教育施設にも平成 19 年度に学校ネットワークシステム(小・中学校)が整備、また、平成 20 年度には続けて幼稚園等ネットワークシステム(幼稚園・保育所他)が整備され、懸案事項であった財務会計システム及び事務連絡等で活用できるグループウェアシステム、一括サーバー管理により IC カードさえ持っていれば所属施設だけでなく、本庁・支所等で自分の PC のように利用できる。これは県内でも三豊市だけであり、全国でも数少ない先進地である。パソコンの台数については全員に配布されていない状況もあるが、このネットワークシステムが完成していることは大変貴重であり、セキュリティー管理も含めて事務的には、すばらしい教育環境現場である。そのことを十分理解し、今後は財務会計システムの伝票作成事務だけでなく、ネットワークシステム活用と財務会計検索システム等「エクセルによる資料の作成・構築」の活用を特に期待する。

○施設の維持管理について

- ・ 施設修繕については、緊急度を踏まえ計画的に実施しているが、教育に支障があるものは早急に対応していることもあり、計画的に実施している工事修繕以外の臨時的修繕においては昨年度決算では中学校 1,880,680 円の 23 件、小学校 8,849,528 円の 101 件、幼稚園 4,779,472 円の 72 件、保育所 1,411,641 円の 38 件であり合計 16,921,321 円の 234 件となっている。これらの対応を学校教育課及び教育総務課、子育て支援課職員が年間走り回って対応している状況である。
- ・ 以上の状況を見ると、合併して三豊市となり多くの教育施設を抱えての維持管理については、本庁部局にある管財課のような専門的機関が必要でないかと考える。教育委員会でも施設維持管理及び営繕関係のセクションを早急に設置することを検討し、将来的には教育現場の役割と、施設等維持管理についての教育委員会事務局の役割、それぞれの役割分担を明確に区分することを協議検討し、教育現場では子供たちの教育に専念できる教育現場の環境づくりが必要であると思われる。